

能登産業復興相談センターでの債権買取支援の基準について

令和6年11月5日

1. 対象地域

石川県内の以下の市町とする。

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

2. 対象災害

次に掲げるものとする。

(ア)令和6年1月1日に発生した能登半島地震

(イ)令和6年9月21日に発生した低気圧と前線による大雨に伴う災害

3. 対象事業者

七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に所在する中小企業・小規模事業者等であって、対象災害で被災した事業者(以下「対象事業者」という。)

4. 買取価格の算定基準

(1) 債権買取支援の対象となる債権

対象事業者に金融債権を有する者(以下「対象債権者」という。)が対象事業者に対して有する金融債権のうち、令和6年1月1日より前に原因があるもので、その性質上債権の譲渡が可能なもの。ただし、2. 対象災害(イ)に掲げるものの影響を考慮して、令和6年1月1日から同年9月21日の間に原因があるものを含めることができる。

また、対象災害に付随する事象により売上等が減少している場合には、令和6年1月1日(令和6年1月1日から同年9月21日の間に原因があるものを含めた場合には、令和6年9月21日)以後に原因があるものを含めることができる。

なお、対象事業者のうち個人事業主については、事業との関連性が認められるものに限る。

(2) 買取価格の算定基準

買取価格の算定及び検証は、ファンドの考え方を踏まえ、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや対象災害発生前の対象事業者の業績をもとに行う。例えば、一般に時価を算定する際に行われている手法と同様に、将来期待されるキャッシュフローを予測し、その総額を一定の割引率を用いて現在価値に割り戻す手法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)に基づいた価格算定を行うものとする。

なお、被災地域の復興状況、対象事業者の経営環境等を勘案して、上記の算定方式を基本としつつ、合理的と判断する必要な修正・改良を、関係機関とも相談しつつ実施することも可能とする。

また、買取価格は清算価値の見込額を上回る必要がある。

5. 支援期間

支援期間は最長15年とする。

## 6. 支援基準

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(CREB)の支援基準等を参考に以下のとおりとする。

### (1) 債権買取支援の開始要件

センターが債権買取支援を開始する要件は、以下のとおりとする。

- ① 対象地域に事業所を有すること。
- ② 以下のいずれかに該当すること。
  - 事業所、事業設備、取引先等の事業基盤等が対象災害の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、又は生じる懸念がある。
  - 対象災害に付随する事象により売上等が減少し、経営に支障が生じている、又は生じる懸念がある。
- ③ 対象災害により収益力に比して過大な債務を負うこととなり、債権買取による事業再生が求められていること。
- ④ 再生の可能性がないことが明らかではないこと。
- ⑤ 復興再生支援よりも債権買取支援によることが適当であること。
- ⑥ 対象災害(複数の対象災害に被災している場合には、発生日又は始期が早い方を基準とする。)が発生する前において、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- ⑦ 対象債権者に対して、経営状況や財産状況に関する経営情報等を適時適切かつ誠実に開示していること。
- ⑧ 対象事業者及びその主たる債務を保証する保証人が反社会的勢力又はそれと関係のある者ではなく、そのおそれもないこと。
- ⑨ 対象債権者(特に主要債権者)等から、事業再生に必要な新規融資が行われている、又は予定されていること。

### (2) 事業計画の数値基準

事業計画の数値基準は、以下のとおりとする。

ただし、対象事業者の状況や業種特性、対象災害の特性や影響、その他固有の事業等を考慮して、これと異なる数値基準を前提とすることもできる。

#### (ア) 実質債務超過の解消

実質的に債務超過である場合は、事業計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から15年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容とする。

#### (イ) 経常赤字の解消

経常利益が赤字である場合は、事業計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね5年以内を目処に黒字に転換する内容とする。

#### (ウ) 有利子負債の対キャッシュフロー比率

事業計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね15倍以下となる内容とする。